



～平成 25 年分より所得税が増税されます。対策の検討を！～

はじめに

平成 24 年 3 月 31 日付で租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 16 号)が公布されました。経営者にとり重要な改正点は 2 点あります。ひとつは、給与所得控除額に関する改正、もうひとつは役員の退職手当に関する改正です。そこで今回は改正の概要と経営者の所得税増税対策についてまとめました。

1. 給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の定額とすることとされました。この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

(1)改正内容

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1000 万円超 1500 万円以下	給与等の収入金額 × 5% + 170 万円	給与等の収入金額 × 5% + 170 万円
1500 万円超		245 万円

以上より、給与等の収入金額が 1500 万円超の方は増税になります。

(2)対策案

- ・小規模企業共済への加入の検討
- ・役員報酬を下げ、その分、保険を活用し利益を繰り延べて、最終的には優遇税制のある退職所得として回収する。

2、特定の役員等（役員等勤続年数 5 年以下）に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 する措置が廃止されました。この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

(1)改正内容

- ・一般の退職手当等の場合： 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 2 分の 1
- ・特定役員退職手当等の場合： 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額)

(2)対策案

役員勤続年数 5 年超で退職する。

以上

CFP ファイナンシャル・プランナー 新美昌也